農地を所有していない方が開設する場合の手順

長　野　市	実施主体（農地非所有者）	農業委員会	中間管理機構（県農業開発公社）	農地所有者
特定農地貸付法等に基づき、事業計画等について協議	**事前協議** 事業計画書 ・貸付期間、貸付に係る賃料 ・区画面積、区画数 ・募集方法、申込方法、選考方法 ・管理者の設置　等		貸付予定地の協議	
	貸付協定締結 ～貸付協定の内容～ ・農地の管理方法 ・地域の農業との調整 ・貸付協定の実施状況の報告 ・貸付協定に違反した場合の措置　等		貸付協定締結	
	貸付規程作成 貸付規程 ・貸付条件（期間、賃料、利用規則等） ・募集、申込、選考の方法 ・貸付農地の管理運営　等			
	特定農地貸付の承認申請 特定農地貸付承認申請書 添付 ・貸付規程 ・貸付協定 ・貸付農地の位置図面	審　査 承認書		
広報等による支援	**菜園の開設準備** 貸付規程に基づき菜園区画等の整備及び利用者募集の開始		使用貸借による権利又は賃借権の設定	使用収益権の設定
運営の助言・指導	**菜園貸付開始** 市民菜園開設届 添付 ・貸付規程（写） ・承認書（写）			
	貸　付　開　始			

協議　協議　申請　交付　依頼　提出